

「隠岐の島町子ども読書活動推進計画」

自らすすんで本を読む子の育成

平成 24 年 3 月

隠岐の島町教育委員会

・・・・・ 目 次 ・・・・・

はじめに・・・・子どもと読書 p 1

策定にあたって

I. 計画の基本的な考え方 p 4

II. 家庭での読書環境づくりのために p 5

III. 学校教育の中での読書に親しむ環境づくり p 9

IV. 計画書の策定委員 p 12

\* \* 用語解説 \* \* P13

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律
2. 隠岐の島町子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱
3. 隠岐の島町図書館の利用状況
4. ブックスタート事業実施時におけるアンケートの集計表

## はじめに・・・子どもと読書

現代の子どもたちの周りには、テレビ・ゲーム・パソコン・携帯電話など様々なメディアが溢れ、その変化は日々目まぐるしく、子どもたちの世界にも大きな影響を与えています。このような、多種多様で刺激的な情報・映像があふれている現代社会の中では、じっくり本と接する機会が少ない子どもも多いのが現状です。

子どもは、言葉をまだ覚えない頃から絵本を読んでもらうことによって、絵と言葉を結びつけ、知らず知らずのうちに言葉を覚えることができます。そして、ふれあうことで愛されていることを感じて育ちます。また、読書経験を重ねるにつれ、子どもは本の中でしか出会わない言葉に触れ、語彙（い）が豊富になり、創造力・思考力が広がるとともに、自分の考えを豊かに表現する力を身につけていきます。

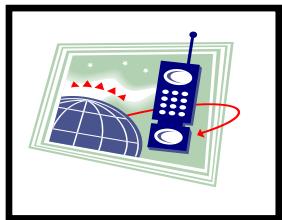
【子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。（子どもの読書活動の推進に関する法律第二条より）】



《絵本を見ながら、わんわん  
は？とたずねると言葉を話  
せなくとも指で犬を示した  
りしますね。》

また、本の中で様々な人物や風景、未知の世界と出会うことによって、実体験ではできないような体験をすることができます。物語の登場人物になりきって、喜んだり、悲しんだり、ドキドキしたり、ワクワクしたり…いろいろな感情を味わいながら、人の心を理解する力や思いやりの心を育んでいきます。

さらに、情報が氾濫する現代、自ら必要な情報を探し出して精査し、使うことができる「情報を使いこなす力」が必要とされています。特に、インターネットなどの情報を客観的に判断する力や、生涯を通じて図書館を活用する力は、子どもたちがこれからにおいては出会うであろう課題の解決に役立ちます。



このように、子どもの読書はまだ見ぬ社会に出るための大きな力となり、これから時代の担い手となる子どもたちの「生きる力」を育むうえで、とても重要です。

子どもの健全な育成には、多角面からのよい環境の充実が必要ですが、その中のひとつが子どもの成長段階にあった読書環境の整備です。自ら進んで本を読むようになるために、必要な施設や図書の充実、家庭での読書環境の充実を図ることが重要です。

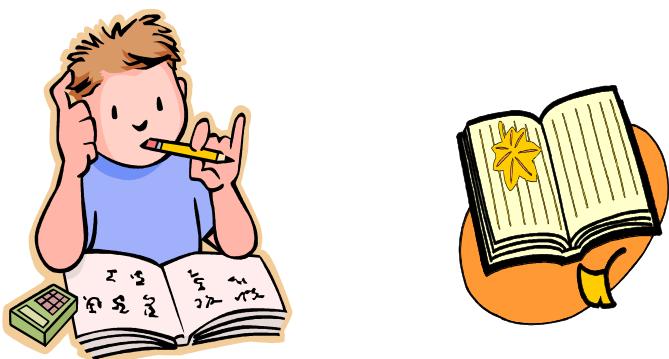


子どもの頃には、いろいろな経験がとても重要です。

自然の中で喜々として遊ぶ子どもたち、しっかりと学ぶ子どもたち、友達となかよく触れ合う子どもたち・・・

本を読んで感性を磨く子どもたち・・・

豊富な体験が隠岐の子を育てます！！



子どもの読書

本との出会い

ふれあい・コミ  
ュニケーション・表現力

感 性  
創造力

情報活用  
能力

人生をより深く生きる力

町の施策 自らすすんで本を読む子の育成

◇本の整備と読書活動の充実

◇本の提供

◇子どもの読書を支える連携

◇郷土資料の充実

## 策定にあたって

国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行しました。この法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

また、島根県では「読みのくにしまね」を目指し、平成16年には「島根県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に積極的に取り組んでいます。

隠岐の島町では、隠岐の島町総合振興計画において、「隠岐びとの心を育む教育環境づくり」や「隠岐びとが学び集う環境づくり」などを掲げ、「隠岐びと」の育成に取り組んでいます。こうした「隠岐びと」が育つには心の豊かさを養うこと、また知識や知恵の向上が欠かせません。

今回、国の法律や計画・県の計画、町の振興計画等を踏まえ、「隠岐の島町子ども読書活動推進計画」を策定し、自ら進んで本を読む子ども（0歳から18歳まで）の育成を基本目標として、その実現に向けて取り組みます。

## I. 計画の基本的な考え方

### 1. 背 景

テレビ、ゲーム、パソコン、携帯電話など様々なメディアの普及や共働きの家庭の増加などによって、子どもの生活環境は大きく変化しています。これらは、家族で過ごす時間の減少傾向や、親と子の関わりが希薄になる状況をもたらしています。そして、家庭教育の低下や読書離れ・活字離れに繋がってきています。

### 2. 計画の推進のために

読書は子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

子どもたちが健やかに成長するためには、それぞれの成長段階に応じた読書ができるよう、家庭、学校、地域、図書館等が協働して、読書のできる環境づくりを進めていく必要があります。

また、「隠岐びと」としてふるさと隠岐の島を愛し、ふるさとに誇りを持つ人材を育てるために、隠岐の島町特有の伝統や文化、自然のことを学ぶことができ、「隠岐びと」の心を育む郷土資料の充実を図っていくことが必要です。

以上のことから、本町ではすべての子どもがいつでもどこでも楽しめる読書を行うことができる環境を整備するとともに、本を読む子どもを育成するために、子ども読書活動推進に向け次の4つの柱に基づき計画を策定します。

#### ① 本の整備と読書活動の充実

子どもが本を手に取れる環境づくりに取り組むとともに、読書の楽しさを伝えます。

## ② 本の提供

子どもの自由な質問や発想に応え、魅力ある本を提供できるようにします。

## ③ 子どもの読書を支える連携

家庭や学校、地域社会、図書館や保育所など子どもの読書を支えるあらゆる施設や団体等と連携し本を読むための環境づくりを推進します。

## ④ 郷土資料の充実

ふるさとを愛する子どもとなるため、町の伝統や歴史、自然を知ることができる郷土資料の充実を図ります。

### 3. 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年計画とし、適宜、必要な見直しを行います。

## II. 家庭での読書環境づくりのために

### 1. 乳児期における読み聞かせの取り組み

赤ちゃんはお母さんのお腹にいる時から、「聞く」ということが始まっていると言われています。お腹の中の赤ちゃんに、さすりながら語りかけるお母さんの姿は、とても微笑ましく誰をも幸せな気持ちにします。そして、生まれてきた赤ちゃんに、たくさんの語りかけを続けてほしいと思います。

絵本の読み聞かせも赤ちゃんにとって語りかけのひとつです。お父さんやお母さんから伝わってくる絵本の中の言葉は、これから成長していく赤ちゃんが「本」に興味を示す一步となります。様々な語りかけを行うことで親と子のふれあいが図られます。

現在、隠岐の島町社会福祉協議会では、町立図書館、ボランティアの協力により、乳児の4ヶ月の健診時、絵本を2冊プレゼントしています。これは、「ブックスタート」として赤ちゃんの時から、親子で絵本に親しんでもらおうと行っているものです。

子どもの成長段階での読書習慣の位置づけとして、絵本の読み聞かせは「耳からの読書」として、読書習慣の形成に大きく関わってきます。

今後、保護者に親子読書の必要性や重要性を学ぶ機会を設け、絵本の活用について周知していく必要があります。

### 《具体的な施策》

#### (ア) ブックスタート (1) 事業の推進

現在社会福祉協議会が実施している絵本の配布事業については、福祉課、図書館、読み聞かせボランティア（おはなしの部屋）との協働により実施されています。今後も、連携を図りながらブックスタート事業を進めていくよう努めます。

#### (イ) 読書の必要性の啓発

ブックスタート事業のときに実施しているアンケート結果（資料に掲載）によると、絵

本をもらってから読み聞かせを始めたという人が 62 パーセント、読み聞かせをしていないが 4 パーセント見られることから、更に読み聞かせの必要性を啓発するとともにその取り組みを進めていくこととします。また親子読書の推進について努めます。

## 2. 保育所での読書環境整備の取り組み

現在保育所は、町立 5 箇所、私立 6 箇所あります。乳幼児は一日のほとんどを過ごす場所となっています。子どもの過ごす時間を、保護者にとっては安心して預けられること、子どもにとっては心豊かにする必要があります。保育に従事している保育士達は日々子どもたちと向かいあい健やかな成長の一助をなしています。

保育所の生活において、絵本の読み聞かせは貴重な時間となっており子どもたちは、読み聞かせ、紙芝居の時間をとても楽しみにしており、給食前、午睡前、降所前と絵本や紙芝居はとても人気があります。保育所での読み聞かせは、本の世界を一緒になって楽しむ時間であり、子どもたちの集中力や、聞く力を育て、たくさんのことばを覚えることにもつながります。また、年中から年長にかけては、自分で読みたいと思う心が育ち始めます。保育所での本とのふれあいは園児達の成長段階にあわせ、お話を聞くこと、読むことの楽しさを伝えていくことの大きな役割を担っています。

保育所では、島根県立図書館から絵本を毎月 100 冊（又は 50 冊）ずつ貸出しを受けて活用を進めています。活用のひとつとして、家庭への貸出しをおこなっていますが、借りて帰る方は少数にとどまっています。保育所での読書体験をもとに、家庭での読み聞かせの楽しさや大切さを保護者に感じ、一緒に本を手にとってもらうようなはたらきかけの工夫が望まれます。

### 《具体的な施策》

#### (ア) 保育士の読み聞かせの資質の向上推進

保育士が子どもたちに絵本や紙芝居を読むのに必要な読み聞かせの知識や、年齢にあった本や出会ってほしい本などを選ぶための知識を学ぶ機会を設けて、更に充実した読み聞かせができるように、研修を進めます。

#### (イ) 隠岐の島町図書館との連携

子どもたちがより多くの本と出会うことができるよう、隠岐の島町図書館の団体貸出の利用を促進します。

#### (ウ) 読み聞かせの推進

絵本や紙芝居など、お話の楽しさをより体験する機会を提供するため保育士はもちろん、読み聞かせのボランティア等からも協力を得るほか、保護者にも読み聞かせの楽しみを味わってもらう機会を提供します。

#### (エ) 保護者への読み聞かせの魅力、楽しさの啓発

テレビやゲームなどメディアに費やしている時間を減らし、親子のふれあいの時間を充実させる上で、親子読書が効果的であることなどの情報を、保育所の参観日等を利用して提供します。

### 3. 家庭での読書の取り組み

情報化の時代にあって、テレビ、インターネット、携帯電話等など、大人も読書をする機会が減少していることがいえます。また、核家族化、共働きなどの家庭状況により、読書の時間を少なくしている一因ともいえるでしょう。

子どもが自分から進んで本を読むためには、家族が本に親しむ姿が目の前にあることもひとつの要因となると考えられます。家族が読書に親しみ、本に触れるることは、子どもの周囲に「本」があることにもなります。そうしたことからも、一日のうち読書の時間を家族みんなが設けるなど、家族みんなで取り組むことの啓発を行っていくことが大切となっています。更に、忙しい中にあっても、子どもに読み聞かせをすることで、子どもの家庭での読書環境が整い、自然と読書の習慣化につながります。

子どもにとって読み聞かせとは、家族とのふれあいの時間でもあり、嬉しい・楽しい時間となっています。そして、おのずと語彙を豊富にし、言葉を覚えていきます。

乳幼児期からの絵本の読み聞かせは、多くの面で子どもに影響を与えます。そのために、親も子も「一緒に絵本を読む」ということの面白さを味わうことが、家庭で読書することへ繋がることにもなります。児童・生徒にあっても、家族ぐるみの読書は本に親しむ環境のひとつとなることから、家庭で読書をする時間がもてるよう啓発していきます。

#### 《具体的な施策》

##### (ア) 絵本の読み聞かせのすすめ

小さい時からの読書は、赤ちゃんのときからの読み聞かせであると言えます。赤ちゃんをもつ親が、読書の大切さを学び、ふれあいとしての読み聞かせを実施していくことが、まず子どもの読書のはじめと言えます。赤ちゃんを持つ両親を対象とした絵本の読み聞かせについて学習機会を提供するなど、早い時期からの絵本の読み聞かせの必要性を啓発していきます。

##### (イ) 家読 (2) のすすめ

読み聞かせから、一人読みへと発達して行くことはもちろん、児童、生徒にあっても、本を手にする時間を家庭で自発的にもつことが重要です。時間を過ごす手段にテレビなどが中心となりがちな現代において、ほんの少しの時間でも、子どもと一緒に本を手にする時間を実践してもらうため子どもをもつ家族に家読の必要性を啓発していきます。

### 4. 地域と子どもの読書の関わりへの取り組み

どの地域においても、子どもたちや保護者、また地域の住民の方々がいつでも読みたい本を借りたり、情報を得たりすることのできる図書館や図書室として環境を整えています。

各地区の公民館に図書室が併設しており、町立図書館とのシステム連携も行っています。更なる利用を促進するために、各公民館が主体となった子ども読書会や、読み聞かせ

会などを積極的に開催することで、子どもに読書の楽しさを伝えていく取り組みが必要です。

地域において、大人から子ども、すべての人の読書環境の整備によって、子どもたちの読書の環境の整備も進むこととなります。

また、地域の図書室において、他館から手軽に借りることができることなどの周知をしていかなければなりません。

## 《具体的な施策》

### (ア) 地区公民館の図書室の充実と活用

中村出張所及び布施・五箇・都万地区の公民館には図書室を併設しています。今後隠岐の島町図書館と連携して蔵書や配本に努めます。また各公民館では、親子読書の開催や、子どもへの読み聞かせ会などを積極的に開催していきます。

## 5. 隠岐の島町図書館の役割

### ① 図書館の活用に向けて

読書は多くの知識を与えてくれます。質の良い本を一冊でも多く読むことで、知らず知らずのうちに知識を蓄積しています。

また、乳幼児期に出会う絵本は親が読み聞かせをすることで、親と子が楽しいひとときをもつ媒体でもあります。そのためにも、図書館では、蔵書の充実に努めていくことが必要です。

また、図書館の利用をしたことのない家庭や、利用の少ない方々が、本に親しむ機会として図書館を訪れるよう、各種催事を利用して啓発を行います。

### ② 家読を推進するために

隠岐の島町図書館や、各公民館図書室を利用して親子を対象とした「読み聞かせ」を実施していくことや、絵本の紹介に努めます。ボランティアの協力を得て、お話のへやや、ブックトーク（3）などを継続していくこと、その輪を更に広げていくことが重要です。そして、家庭でも親子読書、一人読み、家族で読書といった、家の読書を進めていくことを目指します。絵本との出会いから、家庭でも絵本のある環境づくりへと繋げます。

また、小学校、中学校においても学校図書館の司書と連携を深め、家庭での読書の習慣化に繋げるために、本の貸出を促しながら貸出に努めたり、本を通して感想を述べあうなど、本の楽しさを伝えていきます。

### ③ 読み聞かせボランティアの育成

読み聞かせボランティアは、町立図書館をはじめ、学校での読み聞かせなど多くの場で活動を行っています。新たな読み聞かせのボランティアの参加者も必要となっていることから、読み聞かせのボランティアの増員に努めるとともに、読み聞かせに関する研修を行っていくことも必要です。

### ④ 図書館利用の推進

研修室や展示ホールを利用して催しや行事を行い、図書館の利用者が増えるように努めます。

##### ⑤ 調べる（知る）図書館としての役割

また、図書館の利用目的のひとつである気軽に調べるための仕組みづくりを検討します。また、郷土資料は、現在大人向けのものが多数であることから、小学生や中学生も利用しやすい郷土資料の整備が課題となっています。また郷土資料を学ぶことは「隠岐びと」を育むことにつながり、郷土資料の整備が急務となっています。

#### 《具体的な施策》

##### （ア）図書館の充実

読みたい本が手に取れる、情報を得ることができる図書館となるよう、蔵書の整備や、広報誌によるお知らせなどを積極的に行い、誰もが気軽に利用できる図書館を目指します。

##### （イ）家読の必要性の周知

子どもにとって読書の重要性を、機会あるごとに、保護者や地域に向けて発信し読書の習慣化を呼びかけていきます。

##### （ウ）ボランティアの育成

読書の大切さの意識啓発をして行くことが重要となっていることから、読み聞かせの実践、推進を行うことが必要です。そのためにもボランティアの力が必要となることから、ボランティアへの参加や、育成を進めていきます。

##### （エ）図書館利用の拡大

図書館利用の拡大を図るため、各種催事に積極的に取り組みます。また、ブックスタート時に、4ヶ月児の図書館利用者カードの作成を推進するなど、図書館利用を進めています。

##### （オ）郷土資料の整備

大人から、子どもまで、誰でもが調べることができるような郷土資料の整備を進めるために、郷土資料モニター制度（4）を積極的に利用していきます。特に、「隠岐びと」として成長するために欠かすことのできない郷土資料として、子どもにもわかりやすいものの整備を進めています。

### III. 学校教育の中での読書に親しむ環境づくり

#### 1. 学校図書館の取り組み

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中

核的な役割を担うべく取り組みを進めます。

隱岐の島町には小学校 7 校、中学校 4 校、計 11 校の学校があり、各学校では、朝読書  
(5) の時間が設けられており、読書はもちろんのこと、ボランティアによる読み聞かせや  
ブックトークを実施するなど、本の魅力を伝えていきます。

また、平成 22 年度に図書管理システムを導入し、蔵書や利用者情報の管理、図書の貸  
し出し・返却などを行っています。

しかし、学校図書館図書標準  
(6) を達成している学校は、11 校中 1 校のみであり、達  
成していても年数を経たものや複本などが多く、子どもたちがいつでも読みたい本が手に  
取れる環境が整っているとはいえない。町立図書館では、学校支援のために団体貸出や  
学校図書館活用教育図書の貸出などを行っていますが、全ての学校の要望に対応できるほ  
ど十分とはいえない。必要な図書は、いつでも利用できるように学校図書館でそろえる  
ことが必要です。

現在、小学校に 1 名、中学校に 4 名の司書  
(7) を配置していますが、読書センター及び  
情報センターとしての機能を充分に活かすには、小規模校にあっても図書資料に精通した  
専門的な職員が児童・生徒や教職員に指導する必要があり、学校司書  
(8) の配置や教職員  
の研修会を実施する必要があります。

## 《具体的な施策》

### (ア) 学校図書館資料の充実

平成 28 年度末までに、全小・中学校が学校図書館図書標準の 75% を達成するよう、  
図書購入費の確保に努めます。

### (イ) 学校司書の配置

児童・生徒や教職員が積極的に学校図書館を活用するため、学校司書を全小・中学校  
に配置するよう努めます。

### (ウ) 学校図書館を活用した教育の推進

研修会等を通じた教職員の意識向上及び指導技術の向上に努めます。

◇町立小中学校 学校図書館図書標準整備状況

学校名	図書標準冊数	平成23年4月末冊数	達成率
西郷小学校	8, 360	6, 045	72. 3%
中条小学校	5, 560	2, 567	46. 2%
有木小学校	5, 080	2, 814	55. 4%
磯小学校	5, 560	5, 865	105. 5%
北小学校	5, 560	3, 974	71. 5%
五箇小学校	6, 040	3, 759	62. 2%
都万小学校	6, 040	2, 898	48. 0%
西郷中学校	8, 480	3, 208	37. 8%
西郷南中学校	7, 360	5, 469	74. 3%
五箇中学校	6, 080	2, 878	47. 3%
都万中学校	5, 440	3, 917	72. 0%
合 計	69, 560	43, 394	62. 4%

◇学校図書館図書標準（平成5年3月文部省制定）

【小学校】

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

【中学校】

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

#### IV. 計画書の策定委員

「隠岐の島町子ども読書活動推進計画」は、9人の委員によって策定しました。策定方法は、委員の意見を基に、職員のワーキンググループによって素案を作成し、それらを委員さんの意見を伺い修正して完成させたものです。

《策定委員：：敬称略》

	氏名（あいうえお順）
	有木 健二
	伊勢 香
副委員長	宇野 慎一
	斎賀 真由美
	佐々木 幸子
委員長	名越 静江
	松浦 誠二
	毛利 正江
	吉田 雅紀

## \* \* \* \* 用語解説 \* \* \* \*

### (1) ブックスタート

一人ひとりの乳児に、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動。すべての乳児のまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願って行われる

### (2) 家読（うちどく）

「家庭での読書」を略したもの。家庭において様々な形で家族が共に本に親しむこと。同じ時間等を共有することで親子の心の交流を図ることができる。やり方に決まりはなく、読んだ本などの感想など話すこと。

### (3) ブックトーク

一定のテーマをたてて聞き手に何冊かの本を紹介すること。

### (4) 郷土資料モニター制度

隱岐郡内における郷土資料やその収集に関するあらゆる情報を得、郷土資料を整備するために、地域の諸事情に通じ、郷土資料の収集に協力的である方々を郷土モニターとして依頼する制度のこと

### (5) 朝読書

学校において始業前の 10 分程度の時間を利用し、児童・生徒・教職員が一斉に本を読む運動。1988 年千葉県の高校教諭 林公氏が提唱したのが始まり。

### (6) 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部省が平成 5 年 3 月に定めたもの。

### (7) 司書

「図書館法」第 4 条で規定された「図書館に置かれる専門的職員を「司書とする」と規定されている。公共図書館に置かれる、司書資格を取得した専門的職員をさす。

### (8) 学校司書

学校図書館の円滑な運営のための職務を担うとともに、適切な資料提供によって児童・生徒の学びを支える。法令上規定された言葉ではないため、資格を必要とするものではない。



# 資料

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

## (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果すものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 隠岐の島町子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 「子ども読書活動の推進に関する法律（以下「読書活動推進法」という）（平成13年12月12日法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、隠岐の島町子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するため、隠岐の島町読書活動推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、隠岐の島町教育委員会へ提言する。

- (1) 読書活動推進計画の策定に関すること
- (2) 子どもの読書活動を推進するための施策に関すること
- (3) その他読書活動推進計画の作成に必要な事項に関すること

## (委員)

第3条 検討委員会の委員は13名以内とし、図書館関係者、子どもの読書活動を実践する町民、学校関係者、保育関係者等で構成し、教育長が委嘱する。

2 検討委員会の設置期間は、読書活動推進計画を策定するまでの間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長を各1名を置く。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の不在時には職務を代行する。

## (会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

## (ワーキング・グループ)

第6条 検討委員会に第2条の所掌事務の細部について検討するため、町職員、隠岐の島図書館職員等で組織するワーキング・グループを置くことができる。

## (事務局)

第7条 事務局は、隠岐の島町教育委員会生涯学習課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

## 隱岐の島町図書館利用状況

	H20(冊)	H21(冊)	H22(冊)	
蔵書冊数 *1 内、児童書	69,656 19,793	70,842 19,980	73,128 20,663	
入館者数	(人) 73,409	(人) 66,047	(人) 61,549	
登録者数 内、18歳以下	(人) 8,392 2,012	(人) 8,770 1,945	(人) 9,137 1,880	
個人貸出冊数 内、児童書	(冊) 73,646 21,195	(冊) 68,447 19,691	(冊) 62,544 17,603	
団体貸出冊数 内、児童書	(冊) 19,052 17,155	(冊) 19,006 17,385	(冊) 20,397 18,707	
年代別個人貸出冊数 (18歳以下)	(冊) 幼児 小学生 中学生 高校生 計	(冊) 2,597 11,470 2,601 1,408 18,076	(冊) 2,197 9,789 3,042 1,115 16,143	(冊) 2,184 8,034 2,773 921 13,912

H22年度

町民一人当たりの蔵書冊数 *2 4.9冊	蔵書冊数に占める児童書 27.6%
蔵書冊数 74,957 人口 15,396	児童書冊数 20,663 蔵書冊数 74,957

全国平均 3.1冊 県内平均 4.1冊 \*3

町民一人当たりの貸出冊数 4.1冊	登録者一人当たりの貸出冊数 6.8冊
個人貸出冊数 62,544 人口 15,396	個人貸出冊数 62,544 登録者 9,137

全国平均 5.4冊 県内平均 4.2冊

## 公民館（3館）+中出張所 利用状況

	H22(冊)		H22(冊)
蔵書冊数 内、児童書	11,890 4,341	貸出冊数 内、児童書	4,298 1,134

\*1 蔵書冊数には雑誌・視聴覚資料・学校図書館活用教育図書（県立寄託）を除く

\*2 人口は、『島根県推計人口月報』平成23年4月1日現在

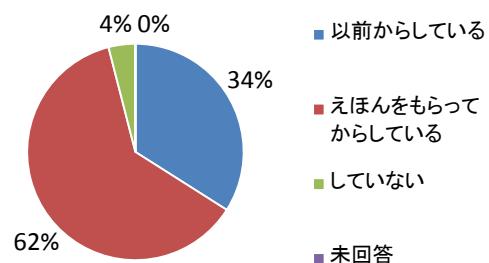
\*3 全国平均・県内平均は、日本図書館協会出版『図書館年鑑2011』による

# 平成23年度 ブックスタートアンケート集計結果

解答者数 76人 (4月～12月)

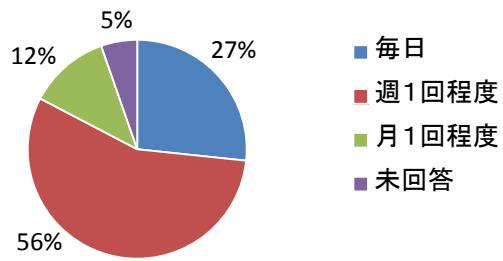
絵本をもらってから、お子様と絵本でふれあっていますか？

以前からしている	26 人
	34 %
えほんをもらってからしている	47 人
	62 %
していない	3 人
	4 %
未回答	0 人
	0 %



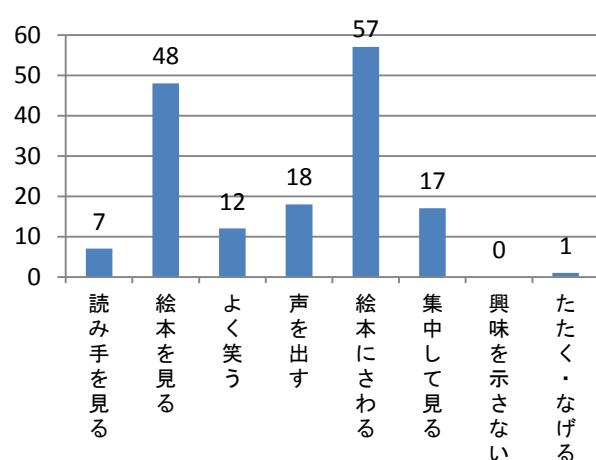
どれくらいのペースでふれあっていますか？

毎日	20 人
	27 %
週	42 人
	56 %
月	9 人
	12 %
未回答	4 人
	5 %



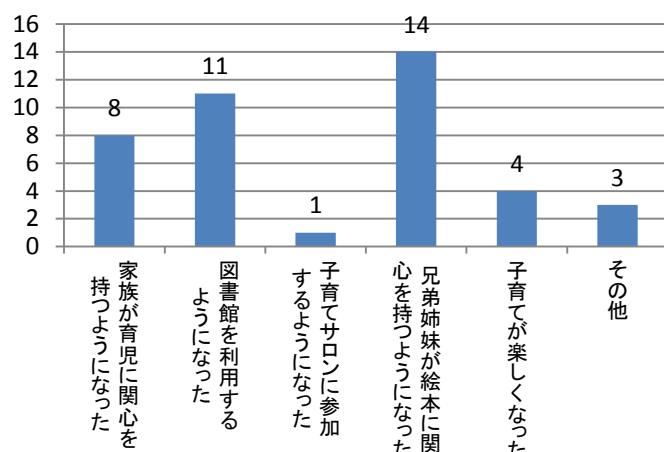
絵本を読んでいるときのお子様の様子をお聞かせ下さい(複数回答可)

読み手を見る	7 人
	9 %
絵本を見る	48 人
	63 %
よく笑う	12 人
	16 %
声を出す	18 人
	24 %
絵本にさわる	57 人
	75 %
集中して見る	17 人
	22 %
興味を示さない	0 人
	0 %
たたく・なげる	1 人
	1 %



## 絵本をもらってから、育児に変化はありましたか？(複数回答可)

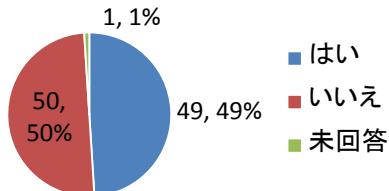
家族が育児に关心を持つようになった	8 人 11 %
図書館を利用するようになった	11 人 14 %
子育てサロンに参加するようになった	1 人 1 %
兄弟姉妹が絵本に关心を持つようになった	14 人 18 %
子育てが楽になった	4 人 5 %
その他	3 人 4 %



- ・子どもの表情が豊かになった  
 ・頂いた本をとても気に入り、楽しい時間を過ごせるようになった  
 ・よく絵本を見せるようになった

## 以前にブックスタートを体験されたことがありますか？

はい	37 人 49 %
いいえ	38 人 50 %
未回答	1 人 1 %



## お気に入りの絵本があればお聞かせ下さい

『いないないないばあ』	12	色の本
『じゃあじゃあびりびり』	4	動物ノイラスト
『ピーのはなし』		音が鳴る本
『ノンタン』	2	『たべもの』
『がたんごとんがたんごとん』	6	『ごあいさつあそび』
『ぴょーん』	5	『ここよここよ』
『もこもこもこ』		『ばいばい』
『いろ』	2	『だるまさん』
『おつきさまこんばんは』		『バナナ』
『こんにちは』	2	『あかちゃん』
『はらぺこあおむし』		『ぐりとぐらシリーズ』
『ミッフィーシリーズ』	2	『ぶーぶーぶー』

## その他、ご意見・ご感想などあればお聞かせください

- ・本をいただいて使ってないので、今後は使わせていただきたいと思います。
- ・私よりも、お兄ちゃんたち(6才、4才)が、絵本を読んでやっています。
- ・泣いてもお気に入りの『がたんごとんがたんごとん』を読めば泣きやみます。
- ・写真、良いと思います。
- ・本をいただけて、子供が喜んでいるので嬉しいです。
- ・先日いただいた絵本を活用させてもらっています。
- ・春になったら図書館を利用しようと思っています。またお世話になります。